2024年06月28日

執筆者 弁理士 岡田充浩

### 1. 概要

2024 年 6 月、欧州一般裁判所 (ルクセンブルク) は、Supermac's 社と McDonald's 社との争いとのなかで、McDonald's 社の欧州連合商標 (EU 商標) の一部取消を言い渡しました。

本事案は、世界的な著名商標であっても、全ての商品役務が保護されないことを認識させました。

### 2. 当事者間の攻防

## 2. 1 Supermac's 社の商標出願と McDonald's 社による異議申立

Supermac's 社は、1978年設立のアイルランドのファストフードレストランチェーンであり、国外進出のため、自社ブランドを欧州共同体商標意匠庁(現:欧州連合知的財産庁(EUIPO))に商標出願しました。

しかしながら Supermac's 商標は、「自社の商標と混同を招く」として、米国 McDonald's 社から異議申立を受けました。

EU 商標制度では、特許庁の審査でなく、先行商標の所有者等の異議申立を通じて、相対的拒絶理由( 先行商標との混同など)が是正されます。

以下のとおり、Supermac's 社の商標は、出願の都度、米国 McDonald's 社から異議申立がなされました。

日付	McDonald's 社	Supermac's 社
以前	⇒1940 年に米国で創業され、1954 年からフラ	⇒1978年に設立され、アイルランド国内で事
	ンチャイズ形式で事業拡大を図る。	業展開し、100 超の店舗となる。
	(※出典:Wikipedia_McDonald's)  ⇒多数の EU 商標を出願・登録  【出願 000062497】 McDonald's/Class42  【出願 000062638】 BIG MAC/Class42, 30, 29	Family Restaural
	■その他の商標	(※出典:Wikipedia_Supermac's)
2014/3		⇒EU 商標を出願
		■【出願 012680591】SUPERMAC'S/Class30
2014/7	⇒【出願 012680591】 <b>SUPERMAC'S</b> に対する異議	
	申立	
	■【異議申立 002386582】	
	理由)上記の McDonald's の先行商標と出所混	
	<i>同を生じるおそれ(CTMR8 条(1b)),又は識別</i>	

	性や評判の不当利用 (CTMR8 条(5))	
	■申立棄却	■【出願 012680591】 <b>SUPERMAC'S</b> が登録
2016/5		⇒EU 商標を出願
		■【出願 015442023】 <b>SUPERMAC'S</b> /Class43
2016/8	⇒【出願 015442023】 <b>SUPERMAC'S</b> に対する異議	
	申立	
	■【異議申立 002761289】	
	理由)上記の McDonald's の先行商標と出所混	
	<i>同を生じるおそれ(CTMR8 条(1b)),又は識別</i>	
	性や評判の不当利用 (CTMR8 条(5))	
	■審理の一時中断	
	:不使用取消【取消 000014788】のため	
2017/4/		⇒EU 商標の出願
10		■【出願 016583379】 <b>Supermac's</b> /Class43
2017/8	⇒【出願 016583379】 <b>Supermack</b> に対する異議申	
	立	
	■【異議申立 002936600】	
	理由)上記の McDonald's の先行商標と出所混	
	<i>同を生じるおそれ(CTMR8 条(1b)),又は識別</i>	
	性や評判の不当利用 (CTMR8 条(5))	
	■審理の一時中断	
	:不使用取消【取消 000014788】のため	

# 2. 2 Supermac's 社による取消請求

<u>Supermac's 社</u>は、先行商標のうち 【出願 000062638】**BIG MAC**/Class42, 30, 29 に対する取消請求を EU IPO 取消部門に行いました。

日付	McDonald's 社	Supermac's 社
2017/4/		⇒【出願 000062638】 <b>BIG MAC</b> /Class42, 30, 29
11		に対する取消を EUIPO 取消部門に請求
		■【取消 000014788】
		理由)5年間継続して真正に使用されていない
2017/9	■【取消 000014788】	
	提出)答弁書、及び以下の「BIG MAC」の真正	
	な使用のための証拠	
	a】McDonald's社(ドイツ/フランス/英国)の代表者夫	
	々の宣誓供述書	
	b】3ヵ国語(ドイツ/フランス/英国)のパンフレットや広告ポ	
	スター	
	c】商品パッケージ	

	d】欧州各国の McDonald's 社のウェブページの印刷物	
	e】「BIG MAC」サンドイッチに関するWikipediaの抜粋	
2017/12		■【取消 000014788】
		反論)提出証拠は、牛肉サンドイッチ以外の「BIG MAC
		」の使用を示していない。
2018/3	■【取消 000014788】	
	反論)「BIG MAC」サンドイッチの使用はその食材の使用	
	に繋がる。サンドイッチ以外の使用を立証した。	
	「BIG MAC」サンドイッチは、フランチャイジー店舗を通じて	
	流通する。Class42の使用を立証した。	
2019/1	■【取消 000014788】	
	決定)EUIPO 取消部門は全ての商品役務の取消	
	決定	
	理由)	
	a】宣誓供述書が示す売上高が、その他の証拠によ	
	り裏付けされていない。	
	b】パンフレットなどの配布先、商品購入との関連性が	
	不明である。	
	c】パッケージを用いた販売数が不明である。	
	d】McDonald's 社のウェブページの印刷物から「BIG	
	MAC」の使用場所、時間、範囲が不明である。当該ウ	
	エブページを通じて商品の購入や注文がなされたか不	
	明である。	
	e】Wikipediaから「BIG MAC」の使用の程度が不	
	明である。	

# 2. 3 取消決定に対する審判請求

McDonald's 社は、EUIPO 取消部門の決定を不服として EUIPO 審判部に請求しました。

日付	McDonald's 社	Supermac's 社
2019/3	⇒取消決定に対する無効を EUIPO 審判部に請	
	求	
	■【審判 R0543/2019-4】	
	理由)提出証拠に対する評価の誤り	
	a】宣誓供述書からパンフレット等の配布先や「BIG MAC	
	」の使用場所がドイツ/フランス/英国であることが判明す	
	<b>ప</b> .	
	b】パンフレット等の配布量や範囲から「BIG MAC」の使	
	用範囲が判明する。	
	c】パッケージの著作権表示から「BIG MAC」の使用時	

期が判明する。 d】ウェブページの印刷物が示す URL から「BIG MAC」 の使用場所が判明する。印刷出力日から「BIG MAC 」の使用時間が推測し得る。 e】今やWikipediaは新聞や雑誌記事、百科事典と 同価値である。 f】EUIPO 取消部門は、Supermac's 社が認容する「 牛肉サンドイッチの使用」まで否定する権限がない。 g】「BIG MAC」の真正な使用のための証拠を追加提 出する。 「BIG MAC」サント・イッチは「McDonald's restaurants」のみで提供され、Class42の「 restaurant services」と密接である。 その結果少なくとも以下の商品役務の使用を立証 した。 Class29 牛肉サンドイッチ、肉に基づく調理 食品、調理済みの野菜・チース・・ピクルス Class30 牛肉サンドイッチ、食用サンドイッチ、パ ソ、ソース、調味料 Class42 レストランやその他の施設又は設備 の運営及びフランチャイズ、持ち帰り食品の調 2019/7■【審判 R0543/2019-4】 反論)請求の却下を要請する。 a】社内の人間による宣誓供述書は証拠価値が低い 。宣誓供述書が示す売上高は「BIG MAC」の真正な 使用の証明とは無関係である。 c】パッケージの著作権表示は創作時期であり流通時 期を示すものでない。 g】追加証拠は先行証拠の明確のために認められる ところ、700 頁超の新たな証拠であり、雑多な種類 の証拠であり、許容できない。 2022/12 ■【審判 R0543/2019-4】 審決) EUIPO 取消部門の取消決定の一部を無効 とし、以下の商品役務の「BIG MAC」の使用を 認容する。 Class29 牛肉サンドイッチ、鶏肉サンドイッチ、肉 <u>/鶏肉</u>に基づく調理食品<del>、調理済みの野菜・</del>

#### チース・・ピクルス

Class30 牛肉サンドイッチ、<u>鶏肉サンドイッチ、</u>食 用サンドイッチ、<u>パン、ソース、調味料</u>

Class42 レストランやその他の施設又は設備の運営及びフランチャイス、持ち帰り食品の調理

#### 理由)

a】「BIG MAC」の真正な使用の評価では、必ずしも 量的に重要である必要はない。しかし商業的利用関 連するすべての事実と状況を考慮すべきである。宣 誓供述書は、社内の人間であるか否かでなく、良識 があり信頼できるか否かが問題である。その他の証 拠の裏付けがあるかいなかが問題である。

「BIG MAC」の真正な使用の評価では、EUの一の加盟国の領域内での使用で十分である。少なくともドイツ/フランス/英国での使用を十分に立証している。

- b-e】判例によれば、パンフレット、包装、メニュー、ホンライン記事、ウェブサイト等の存在は、使用の立証を可能とする。また文字商標は、形象/様式的特徴が考慮されず、何れの書体や色でも使用できる。提出証拠の書体の「BIG MAC」は、登録形態「BIG MAC」の使用を確認しうる。
- f】十分に正確かつ狭く特定された指定商品等では、同種のカテゴリーに属する商品の使用で十分である。 セミコロン無しで特定された Class29, 30 の表現から「牛肉サンドイッチ/鶏肉サンドイッチ」と「魚サンドイッチ」と「豚肉サンドイッチ」と大別できる。また追加証拠から、フランスでの「鶏肉サンドイッチ」の使用が認められる。一方で最終製品の使用がその材料の使用に自動的に繋がることはない。
- g】追加証拠は EUIPO 取消部門の評価に対するものである。雑多な証拠との Supermac's 社の主張について、関連規定では特に先行証拠と追加証拠との関連性を要求していない。

「**BIG MAC**」のサンドイッチでの使用は、サンドイッチの唯一の購入手段である「restaurant services」での使用と関連する。

7ランクチャイジー店舗での「**BIG MAC**」の使用は McDon ald's 社の使用とみなされる。

全体的な評価では証拠は、商品役務の一部の使用 の程度を示している。

# 2. 4 審決に対する訴訟

Supermac's 社は、EUIPO 審判部の審決を不服として、欧州一般裁判所に請求しました。

日付	McDonald's 社	Supermac's 社
2023/3		⇒EUIPO審判部の、牛肉サンドイッチを除く全ての
		商品等の審決を取消し、牛肉サンドイッチを除く全
		ての商品等の審判請求を棄却する旨、を請求
		■【訴訟】
		理由)
		・EUIPO 審判部は、McDonald's 社が審判請求してい
		ない「鶏肉サンドイッチ」「鶏肉に基づく調理食品」の取
		消を撤回した。
2024/6	■【訴訟】	
	判決) EUIPO 審判部の、牛肉サンドイッチを除く全	
	ての商品等の審決を取消し、牛肉サンドイッチを除	
	く全ての商品等の審判請求を棄却	
	Class29 牛肉サンドイッチ、鶏肉サンドイッチ、肉	
	<del>/鶏肉</del> に基づく調理食品、 <mark>調理済みの野菜・</mark>	
	<del>チーズ・ピクルス</del>	
	Class30 牛肉サンドイッチ、 <mark>鶏肉サンドイッチ、食</mark>	
	用サント゛イッチ、パン、ソース、調味料	
	Class42 レストランやその他の施設又は設備	
	の運営及びフランチャイズ、持ち帰り食品の調理	
	理由)	
	・McDonald's 社の提出証拠は「牛肉サンドイッチ」に関	
	するものである。宣誓供述書やポスタやヒューから「牛	
	肉サンドイッチ」以外の販売日などが不明である。	
	・EUIPO 審判部は、McDonald's 社が審判請求して	
	いない「鶏肉サンドイッチ」「鶏肉に基づく調理食品」の	
	取消まで撤回すべきでない。	
	・EUIPO審判部は、Class42の評価において、レスト	
	ランやその他の施設の専門家に対する役務であるとこ	
	ろ、レストラン等を訪れる顧客に提供する「restaurant	
	services」と同一視している。	

(出典 01: EUIPO が管理する EU 商標の公報)

(出典 02:審決文、ECISION of the Fourth Board of Appeal of 14 December 2022, In case R 543/2019-4)

(出典 03:判決文、JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (Sixth Chamber) 5 June 2024)

# 3. まとめ

本事案では、McDonald's 社の EU 商標「BIG MAC」は「牛肉サンドイッチ」の部分のみが維持されました。 しかしながら当該判決後、McDonald's 社以外の企業が EU 領域内で「BIG MAC」を使用すれば商標権侵害が 生じます。McDonald's 社は、今まで通り「BIG MAC」の使用を続けるでしょう。

但し Supermac's 社の【出願 016583379】 **Supermac'**/Class43 が EU 商標登録される可能性が高まります。EU 領域内では、Supermac's 社の店舗が McDonald's 社のフランチャイジー店舗と横並びにオープンするかもしれません。一方で McDonald's 社は、少しでも出所混同が生じることがあれば、EU 商標「**BIG MAC**」に基づく商標権侵害を Supermac's 社に対して主張してくるかもしれません。

以上